

(件名)

## 新安全基準骨子案の概要

### (要旨)

原子力規制委員会では、昨年10月以降、有識者会合（検討チーム）により、本年7月までに施行するとしている安全基準を検討してきた。

1月21日及び22日に、その骨子案を公表し、事業者のヒアリングを経て、今月中に骨子を確定するとしている。

今後、パブリックコメントを経て、骨子を条文の形にし、7月までに省令化する予定である。

### (骨子案の概要)

従来、審査基準として用いられていた旧原子力安全委員会の指針との主な変更点は以下のとおりである。

#### 【シビアアクシデント対策】

規定事項	新基準（骨子案）
格納容器の冷却・除熱等の対策	格納容器冷却スプレー代替注水設備、格納容器フィルタ・ベントを設置すること。
熔融炉心の冷却対策	格納容器下部に落下した熔融炉心を冷却する格納容器下部注水設備を設置すること。
使用済燃料貯蔵プールの冷却等の対策	使用済燃料貯蔵プールの冷却等のため、代替注水設備及びスプレー設備を設置すること。
敷地外への放射性物質の拡散抑制対策	複数の方向から原子炉建屋に放水できる設備を整備すること。
特定安全施設	意図的な航空機衝突等のテロリズム等により安全機能が損なわれないよう、原子炉建屋と離隔距離が確保され、格納容器破損を防止するための設備を制御するための第二制御室を有する特定安全施設を設置すること。

#### 【地震及び津波】

規定事項	新基準（骨子案）
耐震設計上考慮する活断層	後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できないものとする。その認定に当たって、後期更新世の地形又は地質が十分に分布しない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。
基準津波の策定	施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが妥当と認められる津波を基準津波として策定すること。
津波による設計方針	基準津波による遡上津波を直接到達、流入させないこと。また、取水路、排水路等の経路から直接流入させないこと。
津波防護施設	防潮堤等の津波防護施設を設置すること。
津波防護設備	水密扉等の津波防護設備を設置すること。